

上牧町まちづくり基本条例検証委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上牧町附属機関設置条例（令和 2 年 3 月条例第 1 号）第 3 条の規定に基づき、上牧町まちづくり基本条例検証委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 12 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 一般公募町民
- (3) 町議会議員
- (4) 町職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委員となった日の属する年度の末日までとする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以降における最初の委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。